

第7章 年金・福祉

1 年金 (年をとったときなどにもらうお金)

年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや病気やけがで体などに障がいが出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。

年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がお金をもらうこともあります。

国の年金は2つあります。国民年金と厚生年金保険です。

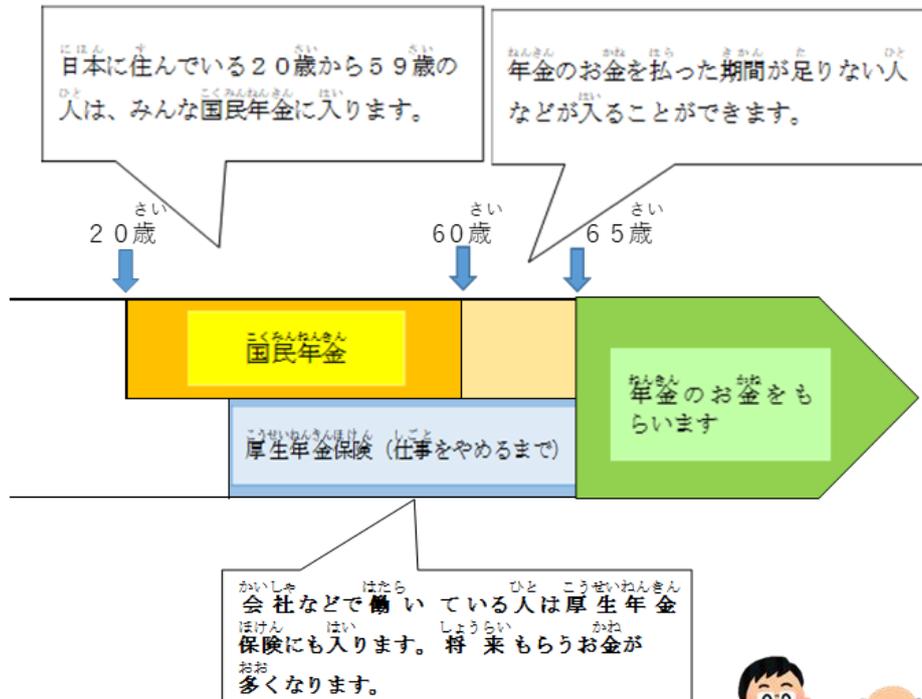
年金に入った人は、基礎年金番号通知書をもられます。通知書には、あなたの年金番号が書いてあります。年金のお金をもらうときなどに通知書が必要です。なくしたときは、市役所の保険年金課、吉川支所の市民生活課や年金事務所でもう一度作ることができます。

三木市役所 保険年金課 ☎0794-82-2000

吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (自動音声)

(明石年金事務所)



1-1 国民年金

日本に住んでいる20歳から59歳の方は、みんな国民年金に入ります。

国民年金の被保険者（加入者）は、次の（1）～（3）のグループに分けられます。

（1）「第1号被保険者」の人

国民年金だけに入っています。自営業（会社に入らないで自分の店を持っている人など）や農業（米や野菜などを作る仕事）、漁業（魚などをとる仕事）をしている人、働いていない人、（2）と（3）以外の人、市役所の保険年金課か吉川支所の市民生活課で国民年金に入るための手続きをします。いくら払うか書いた手紙が家に届きます。

銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで払います。



（2）「第2号被保険者」の人

国民年金と厚生年金保険に入っています。会社や工場、店などで働いている人で、会社など（事業主）が入る手続きをします。

毎月、会社などが年金のお金を払います。半分はあなたの給料から、半分は、会社のお金から払います。

（3）「第3号被保険者」の人

国民年金だけに入っています。厚生年金保険などに入っている人（「第2号被保険者」）に扶養されている配偶者（妻や夫）です。

国民年金に入る手続きは、国民年金第2号被保険者が働いている会社を通じて行います。自分でお金を払う必要はありません。

○ 「国民年金」でもらうことができるお金（年金）

もらうことができるかどうか、市役所の保険年金課か吉川支所の市民生活課、明石年金事務所などに聞いてください。

① 65歳からもらう「老齢基礎年金」

② 体などに障がいがある人がもらう「障害基礎年金」

③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族基礎年金」

④ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「死亡一時金」

※「③遺族基礎年金」と「④死亡一時金」を両方もらうことはできません。

⑤ 年金に入っていた夫が亡くなったとき、妻がもらう「寡婦年金」

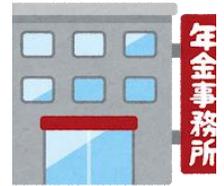
1-2 厚生年金保険

会社や工場、店などで決まった時間以上働いていて、70歳になっていない人が入ります。入るときの手続きは会社が行います。

払うお金は、毎月の給料で決まります。

払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。

毎月、会社などが支払います。



- 「厚生年金保険」でもらうことができるお金（年金）
もらうことができるかどうか、明石年金事務所に聞いてください。
- ① 年をとったときにもらう「老齢厚生年金」
- ② 体などに障がいがある人がもらう「障害厚生年金」
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族厚生年金」

1-3 脱退一時金(国に帰るときにもらうことができるお金)

日本の年金をやめて自分の国へ帰る人は、お金をもらうことができます。

お金をもらうことができる人は、次の①～⑤の全部が必要です。

- ① 国民年金や厚生年金保険のお金を、それぞれ6か月以上払った。
 - ② お金を払った期間が9年11か月以内
 - ③ 引っ越すときの紙「転出届」(P4)を市役所に出して、日本に住所がなくなった。
 - ④ 会社などが厚生年金保険をやめる手続きをした。
 - ⑤ 「障害基礎年金」や「障害厚生年金」のお金をもらっていない。
- ※ 「障害基礎年金」や「障害厚生年金」は、体などに障がいがある人がもらう年金です。

2 介護保険(年をとって介護が必要になったときの制度)

介護保険は、40歳以上の人からお金を集めて、介護が必要になった人を助ける制度です。介護保険に入ってお金を払った人は、介護が必要になったとき、サービスを利用することができます。

※ 介護とは年をとったり、特別な病気になったりして、食事や風呂など毎日の生活をするのがむずかしい人を手伝えることです。

2-1 介護保険料

40歳以上で、3か月を超えて日本で生活する場合は、介護保険に入ります。保険料は医療保険の保険料のお金と一緒に払います。

65歳以上の方は、あなたがもらう年金から介護保険のお金を引きます。年金から引けない人は、納付書が届くので、銀行や郵便局などで払ってください。

2-2 介護サービスの利用

65歳以上の人や40歳以上で特別な病気になった人で、介護が必要だと思ったら、市役所の介護保険課か吉川支所の健康福祉課に行って申し込みます。

詳しいことは、市役所の介護保険課か吉川支所の健康福祉課に聞いてください。

三木市役所 介護保険課 ☎0794-82-2000
吉川支所 健康福祉課 ☎0794-72-2210



どんな介護サービスを利用するかを専門の人（ケアマネジャー）などに相談します。詳しいことは、三木市中央地域包括支援センターに聞いてください。

三木市中央地域包括支援センター ☎0794-89-2337
三木市中央地域包括支援センター（西部サブセンター） ☎0794-83-0160
三木市中央地域包括支援センター（吉川サブセンター） ☎0794-72-2222

3 児童福祉（子どものためのお金）

3-1 児童手当

0歳から18歳までの子どもを育てている人は、お金をもらうことができます。子どもが生まれたときや引っ越ししたときに、市役所のこども福祉課か、吉川支所の市民生活課に申し込みます。（P24）の児童手当を見てください。

三木市役所 こども福祉課 ☎0794-82-2000
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



3-2 児童扶養手当

離婚などが理由で、1人で18歳までの子どもを育てている人や、障がいのある20歳までの子どもを育てている人は、お金をもらうことができます。市役所のこども福祉課か吉川支所の市民生活課に申し込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。詳しいことは、市役所のこども福祉課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

3-3 特別児童扶養手当

障がいのある子どもを育てている人は、子どもが20歳になるまでお金をもらうことができます。市役所のこども福祉課か吉川支所の市民生活課に申し込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。詳しいことは、市役所のこども福祉課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

3-4 障害児福祉手当

特に重い障がいがあって、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある子どもは、20歳になるまでお金をもらうことができます。市役所の障がい福祉課に申し込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。詳しいことは、市役所の障がい福祉課か吉川支所の健康福祉課に聞いてください。

三木市役所 障がい福祉課 ☎0794-82-2000
吉川支所 健康福祉課 ☎0794-72-2210

4 障害福祉（障がいのある大人や子どものためのサービス）

4-1 手帳

障がいのある人は市役所の障がい福祉課で「手帳」をもらうことができます。サービスを利用するときに「手帳」を見せます。払う税金が少なくなる場合や、バスや電車、タクシーなどの料金が安くなる場合があります。

三木市役所 障がい福祉課 ☎0794-82-2000
吉川支所 健康福祉課 ☎0794-72-2210

4-2 もらう手帳の名前

身体に障がいがある人 「身体障害者手帳」
知能に障がい（発達の遅れ）がある人 「療育手帳」
心に障がいがあって、毎日の生活が難しい人 「精神障害者保健福祉手帳」

4-3 障がい者・障がい児への行政サービス

障がいのある人の生活や勉強、仕事などがしやすくなるように、食事や風呂などの手伝いや身体を動かす訓練など、いろいろなサービスがあります。詳しいことは、市役所の障がい福祉課か吉川支所の健康福祉課に聞いてください。

4-4 特別障害者手当

特に重い障がいがあって、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある20歳以上の人は、お金をもらうことができます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。

詳しいことは、市役所の障がい福祉課か吉川支所の健康福祉課に聞いてください。

5 生活保護（生活のお金が足りないとき）

仕事や貯金などがなくて、生活のお金が足りない家族は、必要なお金をもらうことができます。（永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者などの活動に制限のない人）詳しいことは、市役所の福祉課に聞いてください。

三木市役所 福祉課 ☎0794-82-2000

生活保護

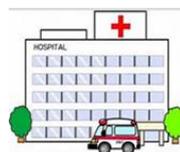


5-1 生活保護を受けられる人

- 貯金や収入がない人
- 貯金が無く、仕事を探しても見つからない人

5-2 どんなお金がもらえるの

- 毎日の生活に必要なお金（食べ物、服、電気や水道、ガスなど）
- 住んでいるアパートなどの家賃
- 子どもが小学校と中学校で勉強するためのお金
- 病気やけがのとき、病院に払うお金
- 年をとった人が介護サービスを利用するためのお金
- 子どもを生むためのお金



6 生活困窮者自立支援制度（生活に困ったときの相談）

お金や仕事などで困っている人は、市役所の福祉課に相談してください。

どうすれば安心して暮らせるか、一緒に考えます。

三木市役所 福祉課 ☎0794-82-2000